

山口県報

平成 29 年
6 月 23 日
(金曜日)

目 次

- 規則
山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則（経営金融課）……………一
- 告示
平成二十九年産水稻の指定種子生産ほ場の指定（農業振興課）……………二
- 保安林予定森林（森林整備課）……………二
- 公告
土地改良事業の工事の完了（農村整備課）……………二
- 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を交付した旨の通報（畜産振興課）……………三
- 指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更
の届出（建築指導課）……………四
- 選管告示
政治資金規正法第十七条第二項の規定の適用を受ける政治団体の名称等……………四
- 漁調委告示
漁業法第六十七条第一項の規定による指示……………五



山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年六月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十六号

山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十四年山口県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「年〇・五パーセント」を「年〇・四五パーセント」に、「年〇・二五パーセント」を「年〇・二パーセント」に改め、同項第十二号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に、「。以下「中小企業新事業活動促進法」という。」第十条第二項」を「第九条第二項」に改め、同項中第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 別表第一の四の項から八の項まで、十の項又は十一の項に掲げる事業のうち、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第七条第三項に規定する認定計画に基づいて実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定める基準に適合するもの

別表第一の一の項中「中小企業新事業活動促進法第九条第一項に規定する中小企業者等」を「中小企業等経営強化法第八条第一項の中小企業者及び組合等」に改め、同表三の項中「第二条第十一号」を「第二条第十六号」に改める。

別表第三の一の項から三の項までの規定中「専有する」を「占有する」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第五条第三項本文の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 平成二十九年三月三十一日以前に改正前の山口県中小企業高度化資金貸付規則の規定に基づいて貸付けの決定をした貸付金については、なお従前の例による。



山口県告示第二百三十八号

主要農作物種子法（昭和二十七年法律第三十一号）第三条第一項の規定により、次の市町の区域内のほ場を平成二十九年産の水稻の指定種子生産ほ場として指定した。

その関係書類は、山口県農林水産部農業振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年六月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

市町名	面積(アール)
山口市	四、〇三〇
周南市	四、五一〇

山口県告示第二百二十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十九年六月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

萩市大字明木字国木原一四一の一
 美祢市西厚保町原字栢ノ木一七七五の一、一七七五の二、一七七五の四、一七八〇の一、一七八〇の三、一九四六、二二〇四の一、字栢ノ木二一七七の一、二一七八から二一八〇まで、二一八二の一、二一八二の三、二一八二の四、字下畑二一八七の二、二一八七の三

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 美祢市西厚保町原字栢ノ木一九四六・字栢ノ木二一七七の一・二一七八から二一八〇まで・二一八二の一・二一八二の四(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所

萩市大字須佐字桜尾三三七から三四〇まで、字ナメラ三三七の一、三四〇の一、三四一、三四一の一、三四一の二、字ナメラ頭埜三四二の一から三四二の三まで、三四四、字丸岳三四三の二、三四三の三、三四五、三五〇の一、字滑一一五一の一、一一五四から一一五九まで、三五五から三五九まで、三五六一の一、三五六三、字赤迫一一六〇から一一六二まで、一一六二の一、一一六三から一一六七まで

阿武郡阿武町大字木与字大床一〇〇二の一、一〇〇二の二、一〇〇二八の一、一〇〇二九の一、字三エ浴一〇〇二五の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 萩市大字須佐字桜尾三三七から三三九まで・字滑一一五五・一一五六・三五五六(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)



(二八六) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成二十九年六月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事業の名称

県営江尻下地区ため池等整備事業

二 工事完了の時期

平成二十八年十二月十六日

(一八七) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を交付した旨の通報

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を交付した旨の通報がありました。

平成二十九年六月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

種畜証明書番号	名 前	品 種	生年月日	産 地	検査成績	飼養者の住所及び氏名又は名称
三一五〇四〇	一四五四	その他	平成二七、一、一三	カナダ	級外	岩国市錦町宇佐郷 プライフーズ株式 会社山口AIセ ンター
一〇〇三一	一四五四	〃	〃	〃	〃	〃
三一五〇四〇	一四五六	〃	〃	〃	〃	〃
一〇〇三二	一四五六	〃	〃	〃	〃	〃
三一五〇四〇	一四七三	〃	〃	〃	〃	〃
一〇〇三五	一四七三	〃	〃	〃	〃	〃
三一五〇四〇	一四九五	〃	〃	〃	〃	〃
一〇〇三八	一四九五	〃	〃	〃	〃	〃
三一五〇四〇	一五〇五	〃	〃	〃	〃	〃
一〇〇四一	一五〇五	〃	〃	〃	〃	〃
三一五〇四〇	一五三三	〃	〃	〃	〃	〃
一〇〇四六	一五三三	〃	〃	〃	〃	〃
三一四三三〇	A B 一一一	〃	平成二五、六、二一	宮城県	〃	〃
二〇〇九五〇	A B 一一一	〃	〃	〃	〃	〃
三一五三五〇	A B 一一五	〃	平成二六、八、一五	〃	〃	〃
一〇〇〇一	A B 一一五	〃	〃	〃	〃	〃
三一五三五〇	A B 一一六	〃	〃	〃	〃	〃
一〇〇〇二	A B 一一六	〃	〃	〃	〃	〃
三一五三五〇	A B 一一八	〃	平成二七、八、二五	〃	〃	〃
一〇〇〇二	A B 一一八	〃	〃	〃	〃	〃

三一七三五〇	A B 二二〇	〃	平成二八、〃、一八	〃	〃	〃
一〇〇〇一	A B 二二〇	〃	〃	〃	〃	〃
三一七三五〇	A B 二二二	〃	〃	〃	〃	〃
一〇〇〇二	A B 二二二	〃	〃	〃	〃	〃
三一七三五〇	A B 二二三	〃	〃	〃	〃	〃
一〇〇〇三	A B 二二三	〃	〃	〃	〃	〃
三一七三五〇	A B 二二三	〃	〃	〃	〃	〃
一〇〇〇四	A B 二二三	〃	〃	〃	〃	〃
三一四〇四〇	A B 五八二	〃	平成二五、一、一〇	〃	〃	〃
一〇〇〇六	A B 五八二	〃	〃	〃	〃	〃
三一四〇四〇	A B 五九二	〃	〃	〃	〃	〃
一〇〇一五	A B 五九二	〃	〃	〃	〃	〃
三一四〇四〇	A B 五九三	〃	〃	〃	〃	〃
一〇〇一六	A B 五九三	〃	〃	〃	〃	〃
三一四〇四〇	A B 六〇二	〃	平成二六、三、一八	〃	〃	〃
一〇〇一四	A B 六〇二	〃	〃	〃	〃	〃
三一五〇四〇	A B 六〇五	〃	〃	〃	〃	〃
一〇〇〇四	A B 六〇五	〃	〃	〃	〃	〃
三一五〇四〇	A B 六一二	〃	〃	〃	〃	〃
一〇〇一〇	A B 六一二	〃	〃	〃	〃	〃
三一六〇四〇	A B 六二二	〃	平成二七、三、二六	〃	〃	〃
一〇〇〇二	A B 六二二	〃	〃	〃	〃	〃
三一六〇四〇	A B 六二七	〃	〃	〃	〃	〃
一〇〇〇六	A B 六二七	〃	〃	〃	〃	〃
三一六〇四〇	A B 六二九	〃	〃	〃	〃	〃
一〇〇〇八	A B 六二九	〃	〃	〃	〃	〃
三一六〇四〇	A B 六三〇	〃	〃	〃	〃	〃
一〇〇〇九	A B 六三〇	〃	〃	〃	〃	〃
三一六〇四〇	A B 六三三	〃	〃	〃	〃	〃
一〇〇一四	A B 六三三	〃	〃	〃	〃	〃
三一六〇四〇	C 一〇七	〃	〃	〃	〃	〃
一〇〇〇四	C 一〇七	〃	〃	〃	〃	〃
三一六三三〇	C 一〇八	〃	〃	〃	〃	〃
一〇〇〇五	C 一〇八	〃	〃	〃	〃	〃
三一七三五〇	C 一〇九	〃	〃	〃	〃	〃
一〇〇〇六	C 一〇九	〃	〃	〃	〃	〃
三一七三五〇	C 一一三	〃	〃	〃	〃	〃
一〇〇〇四	C 一一三	〃	〃	〃	〃	〃

三一五〇四〇	〃	〃	〃	〃	〃
〇〇二一九〇	〃	〃	〃	〃	〃
三六〇四〇	C二二四二	〃	〃	〃	〃
〇〇一九〇	〃	〃	〃	〃	〃
一一二二二五	竜吉	平成二〇、三、五	山口県	〃	〃
八八七九三	〃	〃	〃	〃	〃
一一二二二九八	喜富士	平成二二、一、一六	〃	〃	〃
九〇七九〇	〃	〃	〃	〃	多田一馬

(二八八) 指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十七条の三十五の八第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり構造計算適合性判定の業務を行う事務所のある所在地を変更する旨の届出がありました。

平成二十九年六月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
株式会社建築構造センター 東京都新宿区新宿一丁目八番一号

二 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

変 更 後	変 更 前
東京都新宿区新宿一丁目八番一号 仙台市青葉区本町二丁目一〇番二八号 福島県郡山市浦和区高砂二丁目二番三三 さいたま市浦和区高砂二丁目二番三三 千葉県船橋市葛飾町二丁目四〇二番三三 横濱市西区北幸二丁目三番九号 長野市南區栄四丁目二番二二番二二番 名古屋市中区栄四丁目二番二二番二二番 名古屋市中区栄四丁目二番二二番二二番 三重県四日市市市浜田町一四番二八号 島根県松江市中山下五番二二番二二番 岡山県北區中山下五番二二番二二番 岡山県中区八丁堀一五番六号 愛媛県松山市三番町七丁目三番二二番 福岡市博多区御供所町三番一三番一三番 佐賀市駅前中央一丁目九番二二番二二番 長崎市川原町三番四号 宮崎県川原町三番四号 鹿児島市西千石町一〇番二二番二二番 沖縄県浦添市牧港五丁目六番八号	東京都新宿区新宿一丁目八番一号 仙台市青葉区本町二丁目一〇番二八号 福島県郡山市浦和区高砂二丁目二番三三 さいたま市浦和区高砂二丁目二番三三 千葉県船橋市葛飾町二丁目四〇二番三三 横濱市西区北幸二丁目三番九号 長野市南區栄四丁目二番二二番二二番 名古屋市中区栄四丁目二番二二番二二番 名古屋市中区栄四丁目二番二二番二二番 三重県四日市市市浜田町一四番二八号 島根県松江市中山下五番二二番二二番 岡山県北區中山下五番二二番二二番 岡山県中区八丁堀一五番六号 愛媛県松山市三番町七丁目三番二二番 福岡市博多区御供所町三番一三番一三番 佐賀市駅前中央一丁目九番二二番二二番 長崎市川原町三番四号 宮崎県川原町三番四号 鹿児島市西千石町一〇番二二番二二番 沖縄県浦添市牧港五丁目六番八号

三 変更年月日
平成二十九年六月二十二日



山口県選挙管理委員会告示第二十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第二項の規定により、平成二十九年四月一日以後、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出をすることができなくなった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十九年六月二十三日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
牛見航後援会	牛見 航	山根 新平	防府市大字真尾/25の8
大井哲也後援会	大井 哲也	古留 孝博	熊毛郡平生町大字曾根/866の5
大村越夫後援会	大村 越夫	大村 越夫	萩市大字土原524の1
小野宏修後援会	小野 佐次	小野 佳江	阿武郡阿武町大字奈古48/60の1
金田直樹後援会	巳午 靖司	岡野喜久一郎	下関市長府中浜町/番9号
河藤泰明後援会	河藤 昭司	河藤裕見子	熊毛郡平生町大字大野北280の1
倉重治後援会	小田 秀昭	倉重 浩	山口市吉敷上東/丁目4番6号
自然を守るたかしまみどり後援会	井上 典治	森田 修	熊毛郡上関町大字室津/0/18
菊道塾	伯野 光市	伯野 成人	山陽小野田市大字小野田844の10



山口県日本海海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十九年六月二十三日

山口県日本海海区漁業調整委員会

会長 濱本 幾男

一 指示の内容

(一) 次のA、B、C、D及びAの点を順次結んだ線によって囲まれた海域において、錨等^{いかり}で船舶の位置を固定し、あみ等をまきえつりとして使用し、かつ、まぐろの採捕を目的として行うまきえつり及び当該まきえつりに係る遊漁案内行為(以下「まぐろまきえつり等」という。)は、禁止する。

A 北緯三五度〇三分一〇秒東経一三二度一三分五一秒の点(日本測地系による位置)にあっては、北緯三五度〇三分一〇秒東経一三二度一四分〇〇秒の点

B 北緯三五度〇三分一〇秒東経一三二度〇分五一秒の点(日本測地系による位置)にあっては、北緯三五度〇三分一〇秒東経一三二度〇分〇〇秒の点

C 北緯三四度五四分一〇秒東経一三二度〇分五一秒の点(日本測地系による位置)にあっては、北緯三四度五四分一〇秒東経一三二度〇分〇〇秒の点

D 北緯三四度五四分一〇秒東経一三二度一三分五一秒の点(日本測地系による位置)にあっては、北緯三四度五四分一〇秒東経一三二度一四分〇〇秒の点

(二) (一)にかかわらず、次の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行うまぐろまきえつり等については、山口県日本海海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けた船舶(以下「承認船舶」という。)を使用し、これを行うことができる。

海 域	期 間
<p>a 北緯三五度〇二分一〇秒東経一三二度〇七分五一秒の点(日本測地系による位置)にあっては、北緯三五度〇二分一〇秒東経一三二度〇八分〇〇秒の点</p> <p>b 北緯三五度〇〇分四一秒東経一三二度〇九分四一秒の点(日本測地系による位置)にあっては、北緯三五度〇〇分四一秒東経一三二度〇九分四一秒の点</p>	

系による位置にあっては、北緯三五度〇〇分三〇秒東経一三二度〇九分五〇秒の点	平成二十九年七月一日から同年九月十五日まで
c 北緯三四度五九分一〇秒東経一三二度〇七分五一秒の点(日本測地系による位置)にあっては、北緯三四度五九分〇〇秒東経一三二度〇八分〇〇秒の点	
d 北緯三五度〇〇分四一秒東経一三二度〇六分〇一秒の点(日本測地系による位置)にあっては、北緯三五度〇〇分三〇秒東経一三二度〇六分一〇秒の点	

次のe、f、g、h及びeの点を順次結んだ線によって囲まれた海域	
e 北緯三五度〇〇分一〇秒東経一三二度〇六分五一秒の点(日本測地系による位置)にあっては、北緯三四度五九分五〇秒東経一三二度〇七分〇〇秒の点	平成二十九年九月十六日から平成三十年一月三十一日まで
f 北緯三四度五八分三二秒東経一三二度〇八分四一秒の点(日本測地系による位置)にあっては、北緯三四度五八分二〇秒東経一三二度〇八分五〇秒の点	
g 北緯三四度五七分〇一秒東経一三二度〇六分五一秒の点(日本測地系による位置)にあっては、北緯三四度五六分五〇秒東経一三二度〇七分〇〇秒の点	
h 北緯三四度五八分三二秒東経一三二度〇五分〇一秒の点(日本測地系による位置)にあっては、北緯三四度五八分二〇秒東経一三二度〇五分一〇秒の点	

(三) (二)の承認(以下「委員会承認」という。)の申請は、次に掲げる者が行わなければならない。

1 漁業のために行う場合にあっては、まぐろまきえつり等に使用する船舶(以下「使用船舶」という。)を所有し、又は使用する漁業者

2 遊漁案内行為のために行う場合にあっては、使用船舶を所有し、又は使用する遊漁船業者

3 遊漁のために行う場合にあっては、使用船舶を所有し、又は使用する遊漁者

(四) 使用船舶は、(二)の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行うまぐろまきえつり等に関し、沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)第二十四条第一項に規定する漁場利用協定で、八里ヶ瀬漁場利用協定書という名称の書面により平成六年六月一日に締結されたものを締結した団体の構成員が使用する船舶又は当該漁場利用協定と同等の内容のまぐろまきえつり等の規制を遵守する旨を委員会に対し誓約した者の使用する船舶でなければならない。

(五) 委員会承認を受けた者は、まぐろまきえつり等を行う間、委員会の交付する承認証を承認船舶に備え付けるとともに、委員会が別に定める様式による標旗を当該承認

平成二十九年六月二十三日印刷
平成二十九年六月二十三日発行

発行人所

山口県知事

- 認船舶の船橋の見やすい場所に掲げなければならない。
- (六) 委員会承認を受けた者は、承認船舶を使用して(二)の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行うまぐるまきえづり等に関し、委員会が漁業調整上必要と認めて指摘した事項を遵守しなければならない。
- (七) 委員会が漁業調整上必要があるとき又は委員会承認を受けた者がこの告示による指示に違反したときは、委員会承認を取り消すことができる。
- 二 指示の有効期間
平成二十九年七月一日から平成三十年六月三十日まで